

米国ストリップス国債に関するドルコスト平均法による投資の評価

米国ストリップス国債に関し、毎月一定金額を投資した場合の効果に関して、見てみることにする。

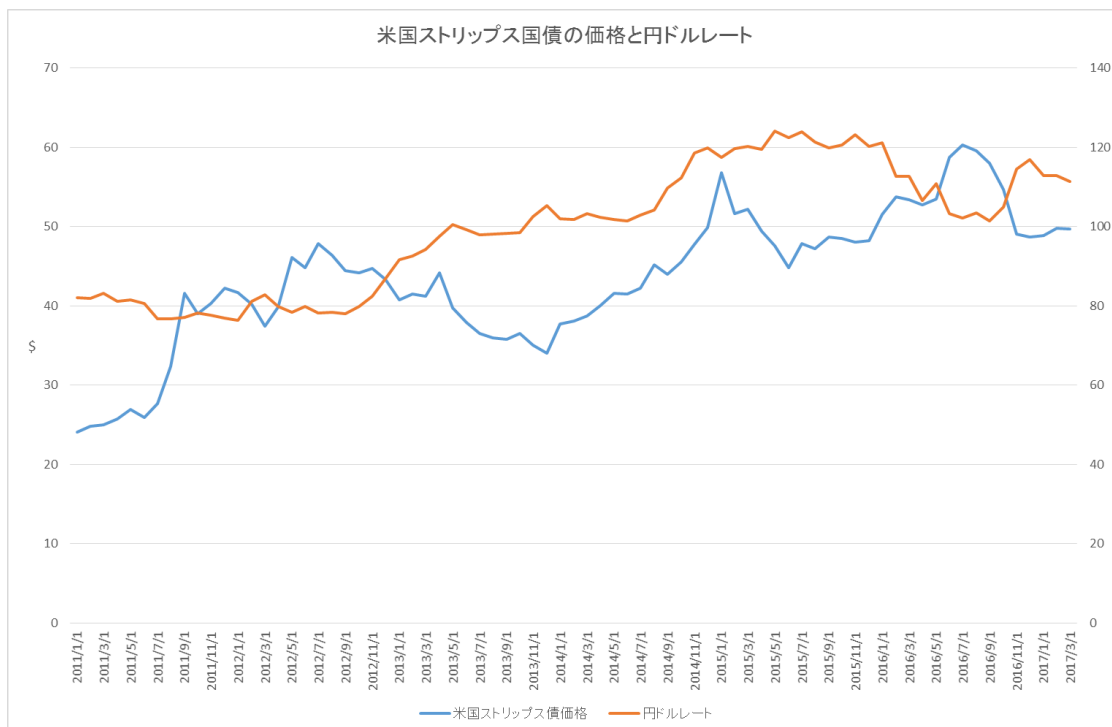
1. 検証対象

- 投資対象 : 米国ストリップス国債 2040年5月15日満期
- 検証期間 : 2011年1月から2017年3月
- 投資方法 : 毎月末に10万円で購入できる単位で投資

2. 結果

図表1は、検証期間の米国ストリップ国債の価格と円ドルレートの推移国債の価格は、左の軸で表され、円ドルレートは、右軸で示されている。

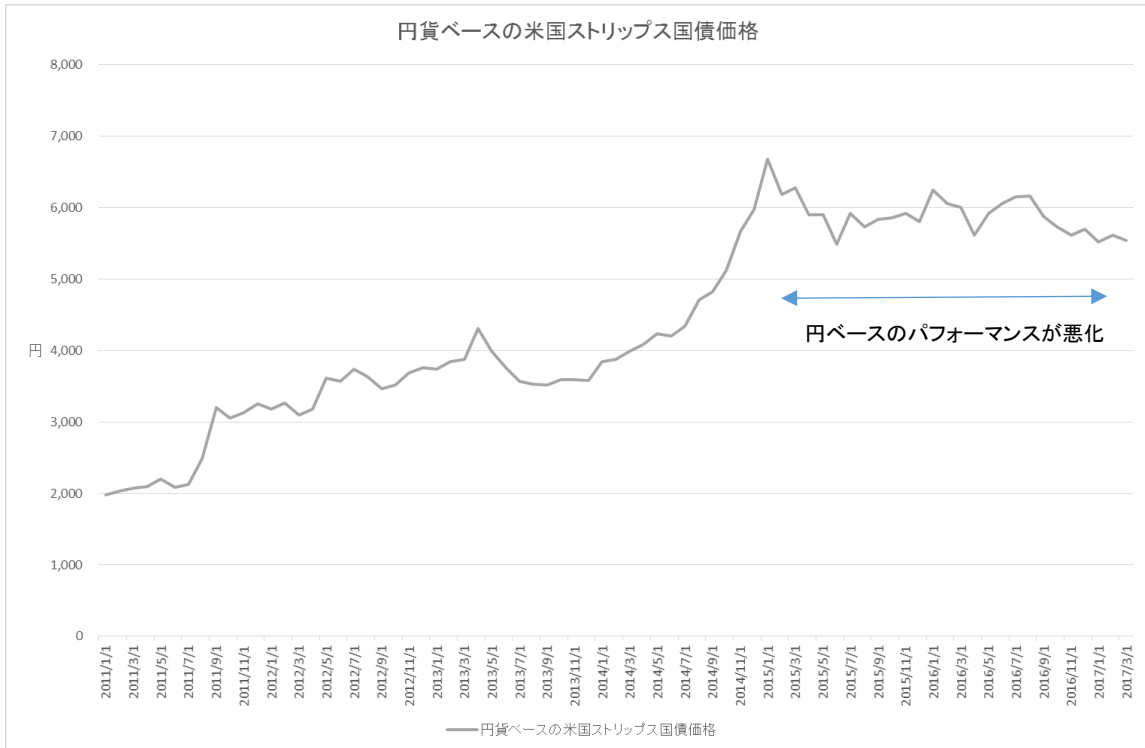
図表1



Bloomberg より当社作成

図表2は、同期間の米国ストリップス国債の円ベースでの価格推移を示している。

図表2



Bloomberg より当社作成

この5年間にドルコスト平均法で投資した場合の円での運用利回りは年率 4.48%、期間利回りは、15%となっている。一方、2011年1月末に円で投資した場合、年率 18.2%の収益率となっている。この場合の簿価のボラティリティは、5.87%となった。

同期間は、図表1にあるように為替が円安傾向をたどっており、円貨で投資した場合、ゼロクーポン債の残存満期が短縮することにより、時価が、額面額に近づく効果と相まって、単純にヘッジを行わず円貨で投資した場合が、投資利回り、効率共に高かった。一方、ドルコスト平均法での運用は、年率 4.48%、ボラティリティ 2.95%と安定して、確実な収益を上げたことがわかる。

4. まとめ

2011年1月時点の日本の10年国債の利回りが 1.3%程度であったことを考えると、この期間において、ドルコスト平均法での運用は、効率的な運用だったものと思われる。

一方、図表2を見ると2015年1月以降の円ベースでのパフォーマンスが悪くなっている。この期間に運用を開始した場合は、ドルコスト平均法による運用では、年率-2.36%ということとなる。これに対し、ヘッジなしで運用を行った場合は、年率-8.27%となる。このため、ドルコスト平均法による投資は、ボラティリティが少ない分、損失も少ないものと言える。

長期間、運用を継続する、確定拠出年金や、NISA に関しては、ゼロクーポン債を主な投資

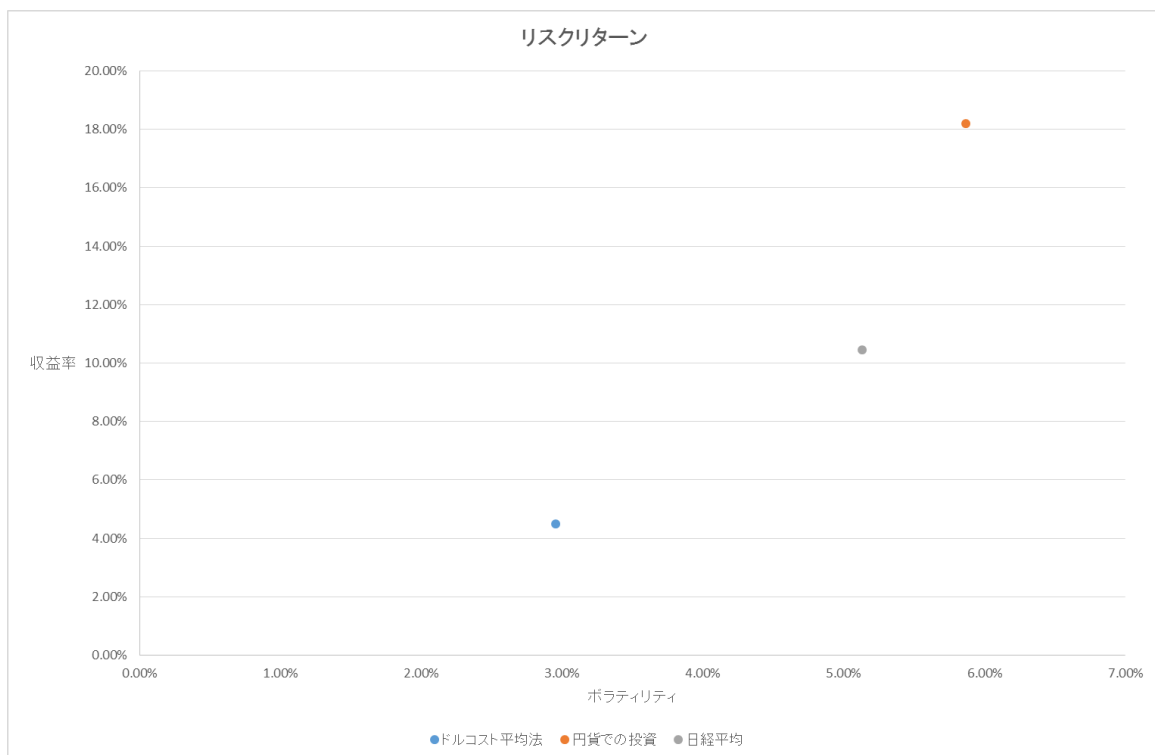
対象とする投資信託¹があってもいいのではないかと考えている。

図表3

	総投資額(¥)	収益額(¥)	収益率	ボラティリティ	投資効率
ドルコスト平均法	7,322,827	1,090,538	4.48%	2.95%	1.52
円貨での投資	-	-	18.20%	5.87%	3.10
日経平均	-	-	10.46%	5.13%	2.04

Bloomberg より当社作成

図表4



Bloomberg より当社作成

以上

¹ 現状、ゼロクーポン債のみを運用対象とする確定拠出年金や NISA 的確な投資信託は存在しない。しかし、同様の効果を狙った運用を、債券自体で行うのも有効と思われる。

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品(有価証券を含みますが、これに限られません)の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものでもありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社およびまたはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等 三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 5億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 昭和24年7月
連絡先 03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。